

平成28年3月亀山市議会定例会 提出議案

条例新旧対照表

	頁
議案第2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	1
議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	2
議案第7号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	13
議案第8号 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第9号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第12号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	19
議案第13号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	42

議案第 1 4 号	亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	9 9
議案第 1 5 号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 0 1
議案第 1 6 号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	1 0 3
議案第 1 7 号	亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 0 4
議案第 1 8 号	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	1 0 6

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）
 （亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は<u>地方公共団体</u>の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）<u>第5条</u>の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項_____</p> <p>_____の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 （略）</p>

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）
（亀山市情報公開条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（費用負担） 第18条（略） <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u> 第18条の2 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u> （諮問等） 第19条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求</u> <u>_____があったと</u> きは、<u>当該審査請求 _____</u>に対する裁決_____をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、亀山市情報公開審査会に諮問しなければならない。 （1）<u>審査請求 _____</u>が不適法であり、却下する場合 （2）<u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u> _____ _____</p>	<p>（費用負担） 第18条（略） （諮問等） 第19条 公開決定等_____について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、<u>当該不服申立てに対する裁決又は決定</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、亀山市情報公開審査会に諮問しなければならない。 （1）<u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u> （2）<u>裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（請求公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p>

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 公開決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、亀山市情報公開審査会の答申を受けるまで、公開を停止するものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決_____をしなければならない。

5 前項の場合において、当該裁決_____は、審査請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

2 公開決定に対する第三者からの不服申立てがあったときは、実施機関は、亀山市情報公開審査会の答申を受けるまで、公開を停止するものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

4 前項の場合において、当該裁決又は決定は、不服申立書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人_____

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁
決_____をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する
裁決_____

(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該審査請求に係る公文
書を公開する旨の裁決_____ (第三者である参加人が当該公文書の
公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(亀山市情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による実施機関の諮問に応じ、審査請
求について審査を行わせるため、亀山市情報公開審査会 (以下「審査
会」という。) を置く。

2及び3 (略)

4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、
参加人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その説
明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

5 (略)

6 審査会は、公開決定に対する第三者からの審査請求に係る諮問が
あったときは、他の事件に優先して審査し、早期の答申に努めなけれ
ばならない。

7～9 (略)

第21条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁
決又は決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する
裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文
書を公開する旨の裁決又は決定 (第三者である参加人が当該公文書の
公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(亀山市情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による実施機関の諮問に応じ、不服申
立ての _____ 審査を行わせるため、亀山市情報公開審査会 (以下「審査
会」という。) を置く。

2及び3 (略)

4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、
参加人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その説
明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

5 (略)

6 審査会は、公開決定に対する第三者からの不服申立てに係る諮問が
あったときは、他の事件に優先して審査し、早期の答申に努めなけれ
ばならない。

7～9 (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）
（亀山市個人情報保護条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条）</p> <p>第3章 自己情報の開示請求等（第14条—第22条）</p> <p>第4章 <u>審査請求</u>（第23条・第24条）</p> <p>第5章 雑則（第25条—第28条）</p> <p>附則</p> <p> 第4章 <u>審査請求</u></p> <p> （<u>審査請求</u>）</p> <p>第23条 第17条第1項の決定に関し、<u>審査請求</u></p> <p>_____</p> <p>_____があったときは、<u>当該審査請求</u>に係る処分庁、審査庁等は、<u>当該審査請求</u>が不適法であることを理由として却下するときを除き、次条に規定する審査会に諮問し、これに対する答申又はその意見を受けて<u>当該審査請求</u>に対する<u>裁決</u>_____を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の<u>弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条）</p> <p>第3章 自己情報の開示請求等（第14条—第22条）</p> <p>第4章 <u>不服申立て</u>（第23条・第24条）</p> <p>第5章 雑則（第25条—第28条）</p> <p>附則</p> <p> 第4章 <u>不服申立て</u></p> <p> （<u>不服申立て</u>）</p> <p>第23条 第17条第1項の決定に関し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て等（以下「不服申立て」という。）</u>があったときは、<u>当該不服申立て</u>に係る処分庁、審査庁等は、<u>当該不服申立て</u>が不適法であることを理由として却下するときを除き、次条に規定する審査会に諮問し、これに対する答申又はその意見を受けて<u>当該不服申立て</u>に対する<u>決定、裁決等</u>を行うものとする。</p>

3 第17条第1項の決定又は第14条第1項の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会の設置)

第24条 実施機関の諮問に応じ、審査請求の審査を行わせるため、
亀山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2及び3 (略)

4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、
実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは
意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

5～9 (略)

(審査会の設置)

第24条 実施機関の諮問に応じ、不服申立ての審査を行わせるため、
亀山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2及び3 (略)

4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、
実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは
意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

5～9 (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）
 （亀山市職員給与条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>第46条（略）</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第46条（略）</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6（略）</p>

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）
 （亀山市職員退職手当支給条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10（略）</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10（略）</p>

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）
（亀山市税条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関係）
 （亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（<u>審査請求</u>）</p> <p>第32条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p>（<u>異議申立て</u>）</p> <p>第32条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第7条関係）
 （亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（公平委員会の報告事項）</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>（2）不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>（公平委員会の報告事項）</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>（2）不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第8条関係）
 （亀山市行政手続条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2 までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）審査請求_____その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、 決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の 機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基 づいてされる処分及び行政指導</p> <p>（11）（略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2 までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、 決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の 機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基 づいてされる処分及び行政指導</p> <p>（11）（略）</p>

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(書面審理)</p> <p>第7条 (略)</p>

用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 （略）

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

（決定書の作成）

第12条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副2通を作成しなければならない。

（1）主文

（2）事案の概要

（3）審査申出人及び市長の主張の要旨

（4）理由

2 （略）

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 （略）

（決定書の作成）

第12条 委員会は、審査の決定をする場合においては、
決定書正副2通を作成しなければならない。

2 （略）

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(5) 職員の休業の状況</u></p> <p><u>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(7) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修</u> _____ <u>の状況</u></p> <p><u>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(11) その他市長が必要と認める事項</u></p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(5) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(8) その他市長が必要と認める事項</u></p>

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校_____に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p> <p>2及び3 (略)</p>

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
附 則 (他の法令による給付との調整)			附 則 (他の法令による給付との調整)		
第9条 (略)			第9条 (略)		
傷病補償年金	(略)	(略)	傷病補償年金	(略)	(略)
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88		障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
障害基礎年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)		0.88	障害基礎年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)		0.86
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 54,100円	(略)	教育委員会委員長	月額 74,500円	(略)
			教育委員会委員（教育 長である委員を除く。）	月額 54,100円	
(略)	(略)		(略)	(略)	

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>附 則</p> <p>14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の75_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の35_____を乗じて得た額の総額</p> <p>附 則</p> <p>14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、</p>

同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4まで 別紙のとおり

同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に_____100分の1.125_____を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に_____100分の75_____を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4まで 別紙のとおり

＜別紙＞
(改正前)

(改正後)

別表第1 (第4条関係)
行政職給料表 (一)

別表第1 (第4条関係)
行政職給料表 (一)

(単位:円)

(単位:円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	

29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	

29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	

63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			

63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			

	97		294,600	342,400				
	98		294,900	342,900				
	99		295,300	343,300				
	100		295,700	343,600				
	101		295,900	343,900				
	102		296,200	344,300				
	103		296,600	344,700				
	104		296,900	345,100				
	105		297,100	345,600				
	106		297,400	346,000				
	107		297,800	346,400				
	108		298,100	346,800				
	109		298,300	347,300				
	110		298,700	347,700				
	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 11 条に規定する職員を除く。

	97		293,500	341,300				
	98		293,800	341,800				
	99		294,200	342,200				
	100		294,600	342,500				
	101		294,800	342,800				
	102		295,100	343,200				
	103		295,500	343,600				
	104		295,800	344,000				
	105		296,000	344,500				
	106		296,300	344,900				
	107		296,700	345,300				
	108		297,000	345,700				
	109		297,200	346,200				
	110		297,600	346,600				
	111		298,000	346,900				
	112		298,300	347,200				
	113		298,400	347,700				
	114		298,700					
	115		299,000					
	116		299,400					
	117		299,600					
	118		299,800					
	119		300,100					
	120		300,400					
	121		300,800					
	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 11 条に規定する職員を除く。

(改正後)

別表第2 (第4条関係)
医療職給料表 (一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100

(改正前)

別表第2 (第4条関係)
医療職給料表 (一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600

29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700

29	335,000	406,800	461,500	524,500
30	337,400	408,900	463,800	526,300
31	339,800	411,000	466,100	528,100
32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400

63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		
96		485,100		

63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	
81		475,100	531,600	
82		475,700	532,500	
83		476,300	533,400	
84		476,900	534,300	
85		477,400	535,100	
86		478,000	536,000	
87		478,600	536,900	
88		479,200	537,800	
89		479,700	538,600	
90		480,300		
91		480,900		
92		481,500		
93		482,000		
94		482,600		
95		483,200		
96		483,800		

	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

(改正後)

別表第3 (第4条関係)
医療職給料表 (二)

(単位:円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400

(改正前)

別表第3 (第4条関係)
医療職給料表 (二)

(単位:円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300

29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000

29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900

63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000	
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600	
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200	
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700	
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200	
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700	
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200	
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500	
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000	
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400	
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800	
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200	
86		288,300	324,200	345,100		
87		288,500	324,400	345,400		
88		288,700	324,800	345,700		
89		289,100	325,200	346,100		
90		289,300	325,600	346,400		
91		289,500	326,000	346,800		
92		289,700	326,400	347,100		
93		290,100	326,700	347,500		
94		290,300	326,900	347,800		
95		290,500	327,300	348,100		
96		290,800	327,600	348,400		

63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300	
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900	
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500	
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100	
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600	
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100	
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600	
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100	
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400	
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900	
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300	
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700	
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100	
86		287,200	323,100	344,000		
87		287,400	323,300	344,300		
88		287,600	323,700	344,600		
89		288,000	324,100	345,000		
90		288,200	324,500	345,300		
91		288,400	324,900	345,700		
92		288,600	325,300	346,000		
93		289,000	325,600	346,400		
94		289,200	325,800	346,700		
95		289,400	326,200	347,000		
96		289,700	326,500	347,300		

	97		291,200	327,800	348,700		
	98		291,500	328,100	349,100		
	99		291,700	328,400	349,500		
	100		292,000	328,700	349,900		
	101		292,300	328,900	350,400		
	102		292,500	329,200	350,800		
	103		292,700	329,600	351,200		
	104		293,000	329,800	351,600		
	105		293,300	329,900	352,100		
	106			330,200			
	107			330,600			
	108			330,800			
	109			331,000			
	110			331,400			
	111			331,800			
	112			332,200			
	113			332,400			
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、技師及び栄養士に適用する。

	97		290,100	326,700	347,600		
	98		290,400	327,000	348,000		
	99		290,600	327,300	348,400		
	100		290,900	327,600	348,800		
	101		291,200	327,800	349,300		
	102		291,400	328,100	349,700		
	103		291,600	328,500	350,100		
	104		291,900	328,700	350,500		
	105		292,200	328,800	351,000		
	106			329,100			
	107			329,500			
	108			329,700			
	109			329,900			
	110			330,300			
	111			330,700			
	112			331,100			
	113			331,300			
再任用職員		186,800	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、技師及び栄養士に適用する。

(改正後)

別表第4 (第4条関係)
医療職給料表 (三)

(単位:円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
員以	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
外の	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
職員	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500

(改正前)

別表第4 (第4条関係)
医療職給料表 (三)

(単位:円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
員以	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
外の	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
職員	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400

29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600

29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500

63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200		
95	281,300	314,500	347,900	365,600		
96	282,300	315,100	348,500	365,900		

63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
94	279,200	312,700	346,100	364,100		
95	280,100	313,400	346,800	364,500		
96	281,100	314,000	347,400	364,800		

97	283,200	315,800	348,900	366,500
98	284,000	316,100	349,300	367,000
99	284,600	316,700	349,800	367,500
100	285,500	317,400	350,200	368,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		

97	282,000	314,700	347,800	365,400
98	282,800	315,000	348,200	365,900
99	283,500	315,600	348,700	366,400
100	284,400	316,300	349,100	366,900
101	285,200	316,700	349,600	367,500
102	286,000	317,300	350,000	368,000
103	286,800	317,900	350,500	368,500
104	287,600	318,500	350,900	368,900
105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		

131	297,900	328,500
132	298,300	328,700
133	298,500	329,000
134	298,800	329,400
135	299,200	329,800
136	299,500	330,200
137	299,700	330,500
138	300,000	330,900
139	300,400	331,300
140	300,700	331,700
141	300,900	332,000
142	301,300	332,400
143	301,700	332,700
144	302,000	333,100
145	302,100	333,400
146	302,400	333,800
147	302,700	334,200
148	303,100	334,600
149	303,300	334,900
150	303,500	335,300
151	303,800	335,700
152	304,100	336,100
153	304,500	336,400
154	304,700	
155	304,900	
156	305,200	
157	305,500	
158	305,800	
159	306,100	
160	306,400	
161	306,800	
162	307,100	
163	307,400	
164	307,700	

131	296,800	327,400
132	297,200	327,600
133	297,400	327,900
134	297,700	328,300
135	298,100	328,700
136	298,400	329,100
137	298,600	329,400
138	298,900	329,800
139	299,300	330,200
140	299,600	330,600
141	299,800	330,900
142	300,200	331,300
143	300,600	331,600
144	300,900	332,000
145	301,000	332,300
146	301,300	332,700
147	301,600	333,100
148	302,000	333,500
149	302,200	333,800
150	302,400	334,200
151	302,700	334,600
152	303,000	335,000
153	303,400	335,300
154	303,600	
155	303,800	
156	304,100	
157	304,400	
158	304,700	
159	305,000	
160	305,300	
161	305,700	
162	306,000	
163	306,300	
164	306,600	

	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、規則で定める</p> <p>_____。</p>												
<p>等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 927 416 975">職務の級</th> <th data-bbox="421 927 1093 975">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 978 416 1026">1級</td> <td data-bbox="421 978 1093 1026">定型的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1029 416 1166">2級</td> <td data-bbox="421 1029 1093 1166">1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1169 416 1217">3級</td> <td data-bbox="421 1169 1093 1217">主査の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1220 416 1268">4級</td> <td data-bbox="421 1220 1093 1268">主任主査の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1272 416 1358">5級</td> <td data-bbox="421 1272 1093 1358">室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長、副参事、副室長及び主幹の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	定型的な業務を行う職務	2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3級	主査の職務	4級	主任主査の職務	5級	室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長、副参事、副室長及び主幹の職務	
職務の級	基準となる職務												
1級	定型的な業務を行う職務												
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務												
3級	主査の職務												
4級	主任主査の職務												
5級	室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長、副参事、副室長及び主幹の職務												

6級	<u>1 参事の職務</u> <u>2 困難な業務を分掌する室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長及び副参事の職務</u>
7級	<u>1 消防長、理事、部長、局長、支所長及びセンター長の職務</u> <u>2 困難な業務を分掌する参事の職務</u>

(勤勉手当)

第47条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の37.5

を乗じて得た額の総額

(勤勉手当)

第47条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(手数料を徴収する事務・金額等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第1から別表第7までに定めるとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 市長(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき審理員(他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。)が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。次条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>別表第4 (第2条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>			<p>(手数料を徴収する事務・金額等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 市長_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>別表第4 (第2条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>		
区分	1戸当たりの手数料の金額		区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準	(1) 申請に	(2) (1)	(3) 左欄(1)

申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号まで	その他の場合
--	--	--------	---	--------

係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると思われる場合	以外であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	及び（2）のいずれにも該当しない場合
---	--	--------------------

	第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合				に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	
一戸建ての住宅	6,700	17,200	50,600	10,100	75,900	
	円	0円	0円	0円	0円	
二戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700	12,700	23,800	4,000	35,700
		円	0円	0円	円	0円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400	10,200	19,000	3,600	28,600
		円	0円	0円	円	0円
住宅以外の	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300	7,700	15,000	2,000	22,600
		円	円	0円	円	0円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200	6,600	13,500	1,900	20,200
	円	円	0円	円	0円	

一戸建ての住宅	6,700円	17,200円	50,600円	
二戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	12,700円	23,800円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	10,200円	19,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	7,700円	15,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	6,600円	13,500円

住 宅	戸以下のもの					
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	5,000円	11,600円	1,600円	17,400円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,600円	10,700円	1,300円	16,100円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	4,200円	10,200円	1,100円	15,300円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,800円	9,400円	900円	14,100円

住 宅	戸以下のもの			
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	5,000円	11,600円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,600円	10,700円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	4,200円	10,200円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,800円	9,400円

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	申請に係る長期優良住宅建	長期優良住宅の普及の促進	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建	その他の場合

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質	(1) 以外であって、長期優良住宅の普及の促進に関	(3) 左欄(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合

築等計画に関する
が、住宅の
品質確保
の促進等
に関する
法律第5
条第1項
に規定す
る登録住
宅性能評
価機関に
より長期
優良住宅
の普及の
促進に関
する法律
第6条第
1項第1
号から第
3号まで
及び第5
号に掲げ
る基準に

に関する
法律第6
条第1項
第1号に
掲げる基
準に適合
した住宅
の品質確
保の促進
等に関す
る法律第
6条第1
項に規定
する設計
住宅性能
評価書の
交付を受
けたもの
である場
合

築等計画
が、住宅
の品質確
保の促進
等に関す
る法律第
5条第1
項に規定
する登録
住宅性能
評価機関
により長
期優良住
宅の普及
の促進に
関する法
律第6条
第1項第
1号から
第3号ま
で及び第
5号に掲
げる基準

確保の促進等に
関する法律第5
条第1項に規定
する登録住宅性
能評価機関によ
り長期優良住宅
の普及の促進に
関する法律第6
条第1項第1号
から第3号まで
及び第5号に掲
げる基準に適合
していると認め
られたものであ
る場合

する法律第6条
第1項第1号に
掲げる基準に適
合した住宅の品
質確保の促進等
に関する法律第
6条第1項に規
定する設計住宅
性能評価書の交
付を受けたもの
である場合

		適合して いると認 められた ものであ る場合			に適合し ていると 認められ たもので ある場合	
一戸建ての住宅	6,700	10,500	43,800	10,100	65,800	
	円	0円	0円	0円	0円	
二 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	総戸数が5戸 以下のもの	2,700	10,500	21,600	4,000	32,400
		円	0円	0円	円	0円
	総戸数が5戸 を超え10戸 以下のもの	2,400	8,500	17,400	3,600	26,100
		円	円	0円	円	0円
	総戸数が10 戸を超え25 戸以下のもの	1,300	6,300	13,700	2,000	20,600
		円	円	0円	円	0円
	総戸数が25 戸を超え50 戸以下のもの	1,200	5,700	12,600	1,900	18,900
		円	円	0円	円	0円
	総戸数が50 戸を超え10 0戸以下のもの	1,100	4,500	11,000	1,600	16,500
		円	円	0円	円	0円

一戸建ての住宅	6,700円	10,500円	43,800円	
一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	総戸数が5戸 以下のもの	2,700円	10,500円	21,600円
	総戸数が5戸 を超え10戸 以下のもの	2,400円	8,500円	17,400円
	総戸数が10 戸を超え25 戸以下のもの	1,300円	6,300円	13,700円
	総戸数が25 戸を超え50 戸以下のもの	1,200円	5,700円	12,600円
	総戸数が50 戸を超え10 0戸以下のもの	1,100円	4,500円	11,000円

総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,100円	10,200円	1,300円	15,300円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	3,700円	9,700円	1,100円	14,600円
総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,300円	8,900円	900円	13,400円

総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,100円	10,200円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	3,700円	9,700円
総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,300円	8,900円

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準		増改築基準		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に掲げる基	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する	その他の場合

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によ	(2) (1)以外であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等	(3) 左欄(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合

	る法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		る法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合		り長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		
一戸建ての住宅	6,700	12,000	28,600	10,100	43,000	一戸建ての住宅	6,700円	12,000円	28,600円

		円	0円	0円	0円	0円
一	総戸数が5戸	2,700	7,700	13,200	4,000	19,900
戸	以下のもの	円	円	0円	円	0円
建	総戸数が5戸	2,400	6,300	10,700	3,600	16,100
て	を超え10戸	円	円	0円	円	0円
の	以下のもの					
住	総戸数が10	1,300	4,500	8,200	2,000	12,300
宅	戸を超え25	円	円	円	円	0円
以	戸以下のもの					
外	総戸数が25	1,200	3,900	7,400	1,900	11,100
の	戸を超え50	円	円	円	円	0円
住	戸以下のもの					
宅	総戸数が50	1,100	3,000	6,300	1,600	9,500
	戸を超え10	円	円	円	円	円
	0戸以下のもの					
	総戸数が10	900円	2,700	5,800	1,300	8,700
	0戸を超え2		円	円	円	円
	00戸以下のもの					
	総戸数が20	700円	2,400	5,400	1,100	8,200
	0戸を超え3		円	円	円	円
	00戸以下の					

一	総戸数が5戸	2,700円	7,700円	13,200円
戸	以下のもの			
建	総戸数が5戸	2,400円	6,300円	10,700円
て	を超え10戸			
の	以下のもの			
住	総戸数が10	1,300円	4,500円	8,200円
宅	戸を超え25			
以	戸以下のもの			
外	総戸数が25	1,200円	3,900円	7,400円
の	戸を超え50			
住	戸以下のもの			
宅	総戸数が50	1,100円	3,000円	6,300円
	戸を超え10			
	0戸以下のもの			
	総戸数が10	900円	2,700円	5,800円
	0戸を超え2			
	00戸以下のもの			
	総戸数が20	700円	2,400円	5,400円
	0戸を超え3			
	00戸以下の			

もの					
総戸数が30	600円	2,200	5,000	900円	7,500
0戸を超える		円	円		円
もの					

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関	その他の場合

もの			
総戸数が30	600円	2,200円	5,000円
0戸を超える			
もの			

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額		
	(1) 申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲	(2) (1)以外であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	(3) 左欄(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合

	により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	
一戸建ての住宅	6,700円	8,600円	25,300円	10,100円	37,900円
			0円	0円	0円
一戸建て	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	6,600円	12,100円	4,000円
			0円		0円
一戸建て	総戸数が5戸を超え10戸	2,400円	5,400円	9,900円	3,600円
					14,800円

	げる基準に適合していると認められたものである場合			
一戸建ての住宅	6,700円	8,600円	25,300円	
一戸建て	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	6,600円	12,100円
一戸建て	総戸数が5戸を超え10戸	2,400円	5,400円	9,900円

の	以下のもの					
住	総戸数が10	1,300	3,800	7,500	2,000	11,300
宅	戸を超え25	円	円	円	円	0円
以	戸以下のもの					
外	総戸数が25	1,200	3,400	6,900	1,900	10,400
の	戸を超え50	円	円	円	円	0円
住	戸以下のもの					
宅	総戸数が50	1,100	2,800	6,000	1,600	9,100
	戸を超え10	円	円	円	円	円
	0戸以下のもの					
	総戸数が10	900円	2,500	5,500	1,300	8,300
	0戸を超え2		円	円	円	円
	00戸以下のもの					
	総戸数が20	700円	2,200	5,200	1,100	7,900
	0戸を超え3		円	円	円	円
	00戸以下のもの					
	総戸数が30	600円	1,900	4,700	900円	7,100
	0戸を超えるもの		円	円		円

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

の	以下のもの			
住	総戸数が10	1,300円	3,800円	7,500円
宅	戸を超え25			
以	戸以下のもの			
外	総戸数が25	1,200円	3,400円	6,900円
の	戸を超え50			
住	戸以下のもの			
宅	総戸数が50	1,100円	2,800円	6,000円
	戸を超え10			
	0戸以下のもの			
	総戸数が10	900円	2,500円	5,500円
	0戸を超え2			
	00戸以下のもの			
	総戸数が20	700円	2,200円	5,200円
	0戸を超え3			
	00戸以下のもの			
	総戸数が30	600円	1,900円	4,700円
	0戸を超えるもの			

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	申請に係る	その他の	申請に係る	その他の
	長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に	場合	長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に	場合

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものでない場合

		掲げる基準 に適合して いると認め られたもの である場合	掲げる基準 に適合して いると認め られたもの である場合		
一戸建ての住宅		6,700	13,500	10,100	20,200
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下	2,700	4,900	4,000	7,400
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400	4,000	3,600	6,100
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300	2,700	2,000	4,000
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200	2,100	1,900	3,200
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100	1,600	1,600	2,500
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900	1,400	1,300	2,100
		円	円	円	円

一戸建ての住宅		6,700円	13,500円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下	2,700円	4,900円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	4,000円
一戸建ての住宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	2,700円
一戸建ての住宅	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	2,100円
一戸建ての住宅	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	1,600円
一戸建ての住宅	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	1,400円

下のもの				
総戸数が200戸 を超え300戸以 下のもの	700円	1,200円	1,100円	1,800円
総戸数が300戸 を超えるもの	600円	1,000円	900円	1,500円

下のもの		
総戸数が200戸 を超え300戸以 下のもの	700円	1,200円
総戸数が300戸 を超えるもの	600円	1,000円

5 (略)

別表第5 (第2条関係)

1 (略)

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けた	その他の場合

5 (略)

別表第5 (第2条関係)

1 (略)

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものでない場合

		ものである場合		
一戸建ての住宅		5,000円	36,800円	
共同住宅等	住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
		1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
	住部	1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
		1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	147,500円
	宅分	1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	211,900円
		1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	303,800円
	1棟の申請戸数		137,400円	411,500円

一戸建ての住宅		5,000円	36,800円	
共同住宅等	住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
		1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
	住部	1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
		1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	147,500円
	宅分	1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	211,900円
		1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	303,800円
	1棟の申請戸数		137,400円	411,500円

	が100戸を超え200戸以下のもの		
	1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	539,600円
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	185,100円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円

	が100戸を超え200戸以下のもの		
	1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	539,600円
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	185,100円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円

床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>137,400円</u>	<u>389,100円</u>
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>173,600円</u>	<u>465,100円</u>
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>217,000円</u>	<u>541,700円</u>
備考		
1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。		
2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。		
3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。		

床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>137,400円</u>	<u>389,100円</u>
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>173,600円</u>	<u>465,100円</u>
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>217,000円</u>	<u>541,700円</u>
非住宅建築物		
床面積が300平方メートル以内のもの	<u>10,100円</u>	<u>260,400円</u>
床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>28,900円</u>	<u>415,100円</u>

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素	その他の場合
建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法に	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められ	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	590,900円
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	724,700円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	854,200円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	975,000円

備考

1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。

		より技術的審査を受けたものである場合	た簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	254,700円	590,900円
	床面積が5,000平方メートル以内のもの	137,400円	332,600円	724,700円
	床面積が5,000平方メートルを超えるもの			

2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。備考8において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)

ルを超え10, 000平方メー トル以内のもの			
床面積が10, 000平方メー トルを超え2 5,000平方 メートル以内の もの	173,600円	399,800円	854,200円
床面積が25, 000平方メー トルを超えるも の	217,000円	469,000円	975,000円

備考
この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、

及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

<u>定申請をする場合</u>	<u>「総戸数」と読み替えるものとする。</u> (1) <u>2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> (2) <u>複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> (3) <u>複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> (4) <u>複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</u>
<u>複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合</u>	<u>複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u>
<u>備考</u> 1 <u>この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</u> 2 <u>この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</u> 3 <u>この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分</u>	

を除く。)を有しないものをいう。

4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	3,000円	18,900円
共同住戸 1棟の申請戸数が1戸のもの	3,000円	18,900円

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していない場合
一戸建ての住宅	3,000円	18,900円
共同住戸 1棟の申請戸数が1戸のもの	3,000円	18,900円

住宅等
部分

1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,200円
1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円	54,100円
1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円	76,600円
1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	110,800円
1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	160,500円
1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	219,500円
1棟の申請戸数	104,100円	287,100円

住宅等
部分

1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,200円
1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,400円	54,100円
1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,300円	76,600円
1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	110,800円
1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	160,500円
1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,400円	219,500円
1棟の申請戸数	104,100円	287,100円

	が200戸を超え300戸以下のもの		
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メー	82,400円	208,300円

	が200戸を超え300戸以下のもの		
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メー	82,400円	208,300円

	トル以内のもの		
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円
備考	<p>1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。</p> <p>4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。</p> <p>5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数</p>		

	トル以内のもの		
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円
非住宅建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	131,200円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	210,400円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,0	52,000円	304,100円

料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素	その他の場合
建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価炭素方法であって市長が別に定める方法	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

00平方メートル以内のもの		
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	376,100円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	444,400円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	509,200円

備考

- この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

		により評価されたものである場合		
非住宅 建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	47,900円	131,200円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	81,500円	210,400円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	136,000円	304,100円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	180,000円	376,100円

- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
- 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- 7 複合建築物(住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。))を有する建築物をいう。備考8において同じ。)について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1) 一戸建ての住宅の手数料の金額

床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	217,200円	444,400円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	256,100円	509,200円

備考
この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

	<p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 3の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の 手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた 3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の 手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外 の部分の床面積に応じた3の(2)の表の 非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部分 の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の 一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請 をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の 住戸部分の手数料の金額
備考	
1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の 部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。	
2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有 しない1戸の住宅をいう。	
3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除 く。）を有しないものをいう。	
4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をい う。	

5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

別表第6（第2条関係）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	2の表に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	3の表に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を

		加算する。
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	4の表に定める金額。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合

一戸建ての住宅		5,000円	36,800円	
共同住宅等	住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
		1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	74,500円
	住部	1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	104,800円
		1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	147,500円
	分	1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	211,900円
		1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	303,800円
		1棟の申請戸数が100戸を超	137,400円	411,500円

	え200戸以下 のもの		
	1棟の申請戸数 が200戸を超 え300戸以下 のもの	173,600円	539,600円
	1棟の申請戸数 が300戸を超 えるもの	185,100円	633,600円
共 用 部 分	床面積が300 平方メートル以 内のもの	10,100円	117,900円
	床面積が300 平方メートルを 超え2,000 平方メートル以 内のもの	28,900円	194,500円
	床面積が2,0 00平方メート ルを超え5,0 00平方メート ル以内のもの	86,800円	303,000円
	床面積が5,0	137,400円	389,100円

00平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共

用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅 建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	254,700円	590,900円
	床面積が5,000平方メートル以内のもの	137,400円	332,600円	724,700円

ルを超え10, 000平方メー トル以内のもの			
床面積が10, 000平方メー トルを超え2 5,000平方 メートル以内の もの	173,600円	399,800円	854,200円
床面積が25, 000平方メー トルを超えるも の	217,000円	469,000円	975,000円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総

<u>定申請をする場合</u>	<u>戸数」と読み替えるものとする。</u> (1) <u>2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> (2) <u>複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> (3) <u>複合建築物の共用部分の床面積に応じた2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> (4) <u>複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた2の(2)の表の非住宅建築物の手数料の金額</u>
<u>複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合</u>	<u>複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u>
<u>備考</u> 1 <u>この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</u> 2 <u>この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。</u> 3 <u>この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分</u>	

を除く。)を有しないものをいう。

4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分
をいう。

5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の
共用部分をいう。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネ ルギー消費性能向上計 画が、建築物のエネル ギー消費性能の向上に 関する法律第30条第 1項各号に掲げる基準 又はこれと同等の基準 に適合するものとして 市長が別に定める方法 により技術的審査を受 けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅	3,000円	18,900円	
共 同 住 戸	1棟の申請戸数 が1戸のもの	3,000円	18,900円

住 宅 等	部 分	1棟の申請戸数 が1戸を超え5 戸以下のもの	<u>6,000円</u>	<u>38,200円</u>
		1棟の申請戸数 が5戸を超え1 0戸以下のもの	<u>10,400円</u>	<u>54,100円</u>
		1棟の申請戸数 が10戸を超え 25戸以下のも の	<u>17,300円</u>	<u>76,600円</u>
		1棟の申請戸数 が25戸を超え 50戸以下のも の	<u>29,000円</u>	<u>110,800円</u>
		1棟の申請戸数 が50戸を超え 100戸以下の もの	<u>52,000円</u>	<u>160,500円</u>
		1棟の申請戸数 が100戸を超 え200戸以下 のもの	<u>82,400円</u>	<u>219,500円</u>
		1棟の申請戸数	<u>104,100円</u>	<u>287,100円</u>

	が200戸を超え300戸以下のもの		
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	111,100円	335,300円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メー	82,400円	208,300円

トル以内のもの		
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手

数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分
の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分
の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたもの	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		である場合	であって市長 が別に定める 方法により評 価されたもの である場合	
非住宅 建築物	床面積が300	6,000円	47,900円	131,20
	平方メートル以 内のもの			0円
	床面積が300	17,300円	81,500円	210,40
	平方メートルを 超え2,000			0円
	平方メートル以 内のもの			
床面積が2,0	52,000円	136,000	304,10	
00平方メート ルを超え5,0		円	0円	
00平方メート ル以内のもの				
床面積が5,0	82,400円	180,000	376,10	
00平方メート ルを超え10,		円	0円	
000平方メー トル以内のもの				

床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	217,200円	444,400円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	256,100円	509,200円

備考
 1 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、3の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額

	<p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 3の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の 手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた 3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の 手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外 の部分の床面積に応じた3の(2)の表の 非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部分の 認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の 一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請 をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の 住戸部分の手数料の金額
備考	
<p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外 の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分 を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分を いう。</p>	

5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

4 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分 が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

一戸建ての住宅		5,000円	18,700円	36,800円	
			円	円	
共同住宅等	住戸	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	18,700円	36,800円
				円	円
	住部	1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	10,100円	35,300円	74,500円
				円	円
	分	1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	51,200円	104,800円
				円	0円
	等	1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	73,600円	147,500円
				円	0円
		1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	111,100円	211,900円
				0円	0円
	1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	168,100円	303,800円	
			0円	0円	
1棟の申請戸数		137,400円	239,500円	411,500円	

	が100戸を超え200戸以下のもの		0円	0円
	1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	309,500円	539,600円
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	185,100円	352,100円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円	117,900円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円	303,000円

床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円	389,100円
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円	465,100円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円	541,700円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物	その他の場合
が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		審査を受けたものである場合	方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅 建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	254,700円	590,900円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	332,600円	724,700円
	床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	211,000円	411,000円	1,000,000円
	床面積が20,000平方メートルを超えるもの	300,000円	500,000円	1,500,000円

トル以内のもの			
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	399,800円	854,200円
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	469,000円	975,000円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、4の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数

	<p>料の金額</p> <p>(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 4の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の 手数料の金額</p> <p>(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた 4の(1)の表の共同住宅等の共用部分の 手数料の金額</p> <p>(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外 の部分の床面積に応じた4の(2)の表の 非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部分 の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、4の(1)の表の 一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請 をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の 住戸部分の手数料の金額
備考	
<p>1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外 の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分 を除く。）を有しないものをいう。</p> <p>4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分を</p>	

いう。

5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

別表第7（第2条関係）

行政不服審査法関係手数料

手数料を徴収する 事務	区分	交付の方法	手数料の金額
行政不服審査法第 38条の規定に基 づき審理員が行う 提出書類等の写し 等の交付及び同法 第81条の規定に 基づき同条の機関 が行う主張書面等 の写し等の交付	1 文書又は図 面の場合	電子複写機に より用紙に複写 したものの交付 (日本工業規格 A3判以下の大 きさの用紙を用 いて行うものに 限る。)	白黒の場合 1枚につき1 0円
		2 電磁的記録 の場合	機器及びプロ グラムにより用 紙に出力したも のの交付(日本工 業規格A3判以 下の大きさの用 紙を用いて行

		<u>うものに限る。)</u>	
--	--	-----------------	--

備考

- 1 用紙の両面に使用するとき、片面を1枚として料金の額を算定する。
- 2 日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさを換算した枚数分の料金の額とする。

断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則(幼保連携型認定こども園にあっては、規則)で定める。

断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則_____で定める。

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p>

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 534 696 576">名称</th> <th data-bbox="701 534 1108 576">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 579 696 624">(略)</td> <td data-bbox="701 579 1108 624">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 627 696 671">東部地区コミュニティセンター</td> <td data-bbox="701 627 1108 671">亀山市阿野田町<u>3 4 9 7</u>番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 675 696 719">(略)</td> <td data-bbox="701 675 1108 719">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 722 696 767">関南部地区コミュニティセンター</td> <td data-bbox="701 722 1108 767">亀山市関町萩原<u>1 7 2</u>番地<u>3</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	東部地区コミュニティセンター	亀山市阿野田町 <u>3 4 9 7</u> 番地	(略)	(略)	関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原 <u>1 7 2</u> 番地 <u>3</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 534 1583 576">名称</th> <th data-bbox="1588 534 2004 576">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 579 1583 624">(略)</td> <td data-bbox="1588 579 2004 624">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 627 1583 671">東部地区コミュニティセンター</td> <td data-bbox="1588 627 2004 671">亀山市阿野田町<u>1 6 7 2</u>番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 675 1583 719">(略)</td> <td data-bbox="1588 675 2004 719">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	東部地区コミュニティセンター	亀山市阿野田町 <u>1 6 7 2</u> 番地	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
東部地区コミュニティセンター	亀山市阿野田町 <u>3 4 9 7</u> 番地																		
(略)	(略)																		
関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原 <u>1 7 2</u> 番地 <u>3</u>																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
東部地区コミュニティセンター	亀山市阿野田町 <u>1 6 7 2</u> 番地																		
(略)	(略)																		

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
給水区域	給水人口	1日最大給水量	給水区域	給水人口	1日最大給水量
アイリス町、市ヶ坂町、上野町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、小野町、海本町、亀田町、北鹿島町、北野町、北町、北山町、小下町、栄町、渋倉町、住山町、関ヶ丘、関町泉ヶ丘、関町会下、関町中町、関町富士ハイツ、太岡寺町、高塚町、田村町、長明寺町、椿世町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神町、中屋敷町、西町、西丸町、能褒野町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、羽若町、東台町、東町一丁目、東町二丁目、東丸町、東御幸町、布気町、太森町、本町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本丸町、みずきが丘、みずほ台、みどり町、南鹿島町、南崎町、南野町、御幸	49,700人	30,900立方メートル	アイリス町、市ヶ坂町、上野町、江ヶ室一丁目、江ヶ室二丁目、小野町、海本町、亀田町、北鹿島町、北野町、北町、北山町、小下町、栄町、渋倉町、住山町、関ヶ丘、関町泉ヶ丘、関町会下、関町中町、関町富士ハイツ、太岡寺町、高塚町、田村町、長明寺町、椿世町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神町、中屋敷町、西町、西丸町、能褒野町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村四丁目、羽若町、東台町、東町一丁目、東町二丁目、東丸町、東御幸町、布気町、太森町、本町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本丸町、みずきが丘、みずほ台、みどり町、南鹿島町、南崎町、南野町、御幸	49,000人	36,500立方メートル

町及び若山町並びに安坂山町、安知本町、阿野田町、井尻町、井田川町、小川町、加太板屋、加太市場、加太梶ヶ坂、加太北在家、加太神武、加太中在家、加太向井、川合町、川崎町、楠平尾町、木下町、下庄町、白木町、菅内町、関町市瀬、関町越川、関町小野、関町金場、関町久我、関町沓掛、関町木崎、関町坂下、関町白木一色、関町新所、関町萩原、関町福德、関町古厩、関町鷲山、田茂町、中庄町、野村町、両尾町、辺法寺町、三寺町、山下町、和賀町及び和田町の一部

町及び若山町並びに安坂山町、安知本町、阿野田町、井尻町、井田川町、小川町、加太板屋、加太市場、加太梶ヶ坂、加太北在家、加太神武、加太中在家、加太向井、川合町、川崎町、楠平尾町、木下町、下庄町、白木町、菅内町、関町市瀬、関町越川、関町小野、関町金場、関町久我、関町沓掛、関町木崎、関町坂下、関町白木一色、関町新所、関町萩原、関町福德、関町古厩、関町鷲山、田茂町、中庄町、野村町、両尾町、辺法寺町、三寺町、山下町、和賀町及び和田町の一部

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後								改正前									
別表第1 (第2条、第26条関係)								別表第1 (第2条、第26条関係)									
種類			離隔距離 (cm)					備考	種類			離隔距離 (cm)					備考
			入力	上方	側方	前方	後方					入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100			使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		

				使用温度が 300°C未満 のもの	—	100	50	100	50		
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 閉 式	半密 置	浴室 内 設 置	外がまでバ ーナー取出 口のないも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)	—	15	15	15	注：浴 槽との 離隔距 離は0 cmとす るが、 合成樹 脂浴槽
					内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)	—	—	60	—	(ポリ プロピ レン浴 槽等) の場合 は2cm とする。
					浴室外設 置	外がまでバ ーナー取出 口のないも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ	—	15	15	15

				もの 使用温度が 300°C未満 のもの	—	100	50	100	50		
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 閉 式	半密 置	浴室 内 設 置	外がまでバ ーナー取出 口のないも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)	—	15	15	15	注1： 浴槽と の離隔 距離は 0cmと するが、 合成樹 脂浴槽
					内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)	—	—	60	—	(ポリ プロピ レン浴 槽等) の場合 は2cm とする。
					浴室外設 置	外がまでバ ーナー取出 口のないも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ	—	15	15	15

の	一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)					
外がまでバ 一ナー取出 口のあるも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ 一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー	＝	15	60	15	

の	一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)					
外がまでバ 一ナー取出 口のあるも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ 一ナーを もつもの にあつて は当該バ 一ナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー	＝	15	60	15	

		ナーが21kW以下)				
	内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—
	密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バ	—	2	2	2
				注		

		ナーが21kW以下)				
	内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—
	密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バ	—	2	2	2
				注1		

			一ナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)				
	屋外用		21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	60	15	15	15
半密 不閉式	浴室内设 置	外がまでバ ーナー取出	21kW以下 (ふろ用	—	4.5 注	—	4.5

			一ナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)				
	屋外用		21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	60	15	15	15
半密 不閉式	浴室内设 置	外がまでバ ーナー取出	21kW以下 (ふろ用	—	4.5 注1	—	4.5

燃

	口のないもの	以外のバーナーをもつもの				
	内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの	=	=	=	=

燃

	口のないもの	以外のバーナーをもつもの				
	内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの	=	=	=	=

浴室外設置	外がまでバーナー取出 口のないもの	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
	外がまでバーナー取出 口のあるもの	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下	—	4.5	—	4.5

浴室外設置	外がまでバーナー取出 口のないもの	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
	外がまでバーナー取出 口のあるもの	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下	—	4.5	—	4.5

	であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)				
内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	=	=	=	=

	であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)				
内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	=	=	=	=

	密閉式	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	—	2 注	—	2
	屋外用	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下)	30	4.5	—	4.5

	密閉式	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	—	2 注1	—	2
	屋外用	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下)	30	4.5	—	4.5

										であって、 かつ、ふ る用バー ナーが21 kW以下)								
										不燃以外	39kW以下	60	15	15	15			
										液不燃	39kW以下	50	5	—	5			
										上記に分類されないもの	—	60	15	60	15			
										半密 閉式・密 閉式 バー ナーが隠 ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1： 風道を 使用す るもの にあっ ては 15cmと する。	
										半密閉式	強制 対流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの	26kW以下	100	15	150	15	注2： ダクト 接続型
										液不燃		26kWを超 え70kW以	100	15	100	15	注1	

										であって、 かつ、ふ る用バー ナーが21 kW以下)								
										不燃以外	39kW以下	60	15	15	15			
										液不燃	39kW以下	50	5	—	5			
										上記に分類されないもの	—	60	15	60	15			
										半密 閉式・密 閉式 バー ナーが隠 ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
										半密閉式	強制 対流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの	26kW以下	100	15	150	15	注2： ダクト 接続型
										液不燃		26kWを超 え70kW以	100	15	100	15	注2： 風道を	

燃以	料外			下					以外の		
				温風を全周 方向に吹き 出すもの	26kW以下	100	150	150	150	場合に あって は	
不 燃				強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	100cm	
				密閉式	強制給排気 型	26kW以下	60	10	100	10	とす る。
				半密閉式	強制 対流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの	70kW以下	80	5	—	5
				密閉式	強制排気型	温風を全周 方向に吹き 出すもの	26kW以下	80	150	—	150
					強制給排気 型	26kW以下	50	5	—	5	
密閉式	強制給排気 型	26kW以下	50	5	—	5					
上記に分類されないもの				—	100	60	60	60			
							注2				

燃以	料外			下					使用する		
				温風を全周 方向に吹き 出すもの	26kW以下	100	150	150	150	るもの にあっ ては15	
不 燃				強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	cmとす	
				密閉式	強制給排気 型	26kW以下	60	10	100	10	る。
				半密閉式	強制 対流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの	70kW以下	80	5	—	5
				密閉式	強制排気型	温風を全周 方向に吹き 出すもの	26kW以下	80	150	—	150
					強制給排気 型	26kW以下	50	5	—	5	注3：
密閉式	強制給排気 型	26kW以下	50	5	—	5	ダクト 接続型				
上記に分類されないもの				—	100	60	60	60	以外の 場合に あって は100c		
							注3		mとす る。		
開放式			ドロツ	14kW以下	100	15	15	15	注4：		

		使用温度が	—	100	50	100	50	
		300°C未満						
		のもの						
ボ イ ラ 一	気 体 燃 料	開放式	フードを付	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			けない場合					
			フードを付	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			ける場合					
		半密閉式	12kWを超	—	15	15	15	
			え42kW以					
			下					
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付	42kW以下	60	15	15	15
			けない場合					
			フードを付	42kW以下	15	15	15	15
			ける場合					
不 燃		開放式	フードを付	7 kW以下	30	4.5	—	4.5
			けない場合					
			フードを付	7 kW以下	10	4.5	—	4.5
			ける場合					
		半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	

			のもの					
ボ イ ラ 一	気 体 燃 料	開放式	フードを付	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			けない場合					
			フードを付	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			ける場合					
		半密閉式	12kWを超	—	15	15	15	
			え42kW以					
			下					
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付	42kW以下	60	15	15	15
			けない場合					
			フードを付	42kW以下	15	15	15	15
			ける場合					
不 燃		開放式	フードを付	7 kW以下	30	4.5	—	4.5
			けない場合					
			フードを付	7 kW以下	10	4.5	—	4.5
			ける場合					
		半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	

		屋外用	フードを付 けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付 ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		
液 体 燃 料	不燃以外			12kWを超 え70kW以 下	60	15	15	15		
				12kW以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃		12kWを超 え70kW以 下	50	5	—	5		
				12kW以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの				23kWを超 える	120	45	150	45		
				23kW以下	120	30	100	30		
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	開放 式	バーナー が露出	壁掛け型、 つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱 対流方 向が一 方向に 集中す る場合 にあつ
		半密 閉式	バー ナー が隠 ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	注
		開放 式	バー ナー が隠 ぺい		7 kW以下	15	15	80	4.5	注5： 熱対流 方向が 一方向 に集中

		屋外用	フードを付 けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付 ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		
液 体 燃 料	不燃以外			12kWを超 え70kW以 下	60	15	15	15		
				12kW以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃		12kWを超 え70kW以 下	50	5	—	5		
				12kW以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの				23kWを超 える	120	45	150	45		
				23kW以下	120	30	100	30		
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	開放 式	バーナー が露出	壁掛け型、 つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注5： 熱対流 方向が 一方向 に集中
		半密 閉式	バー ナー が隠 ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	注5： 熱対流 方向が 一方向 に集中
		開放 式	バー ナー が隠 ぺい		7 kW以下	15	15	80	4.5	注5： 熱対流 方向が 一方向 に集中

不式	が露出	つり下げ型							ては60
燃半密	バー	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	4.5	cmとす
閉	ナー								注
式・密	が隠								る。
閉式	ぺい								
液不	半密閉式	自然	機器の全周	39kW以下	150	100	100	100	
体燃		対流	から熱を放						
燃以		型	散するもの						
料外			機器の上方	39kW以下	150	15	100	15	
			又は前方に						
			熱を放散す						
			るもの						
不	半密閉式	自然	機器の全周	39kW以下	120	100	—	100	
燃		対流	から熱を放						
		型	散するもの						
			機器の上方	39kW以下	120	5	—	5	
			又は前方に						
			熱を放散す						
			るもの						
	上記に分類されないもの			—	150	100	150	100	
乾気不	開放式		衣類乾	5.8kW以	15	4.5	4.5	4.5	
燥体燃			燥機	下					

不式	が露出	つり下げ型							する場
燃半密	バー	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	4.5	合にあ
閉式	ナー								注5
・密	が隠								っては
閉式	ぺい								60cmと
									する。
液不	半密閉式	自然	機器の全周	39kW以下	150	100	100	100	
体燃		対流	から熱を放						
燃以		型	散するもの						
料外			機器の上方	39kW以下	150	15	100	15	
			又は前方に						
			熱を放散す						
			るもの						
不	半密閉式	自然	機器の全周	39kW以下	120	100	—	100	
燃		対流	から熱を放						
		型	散するもの						
			機器の上方	39kW以下	120	5	—	5	
			又は前方に						
			熱を放散す						
			るもの						
	上記に分類されないもの			—	150	100	150	100	
乾気不	開放式		衣類乾	5.8kW以	15	4.5	4.5	4.5	
燥体燃			燥機	下					

設 備	燃 料	以 外	開放式	衣類乾 燥機	5.8kW以 下	15	4.5	—	4.5
			上記に分類されない もの	内部容積が 1立方メー トル以上の もの	—	100	50	100	50
設 備	湯 燃 以 外	簡 易 沸 設 備	開放 常圧貯蔵 型	フードを付 けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付 ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
設 備	湯 燃 以 外	簡 易 沸 設 備	瞬間型	フードを付 けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付 ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
設 備	湯 燃 以 外	簡 易 沸 設 備	半密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉 常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

設 備	燃 料	以 外	開放式	衣類乾 燥機	5.8kW以 下	15	4.5	—	4.5
			上記に分類されない もの	内部容積が 1立方メー トル以上の もの	—	100	50	100	50
設 備	湯 燃 以 外	簡 易 沸 設 備	開放 常圧貯蔵 型	フードを付 けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付 ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
設 備	湯 燃 以 外	簡 易 沸 設 備	瞬間型	フードを付 けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付 ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
設 備	湯 燃 以 外	簡 易 沸 設 備	半密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉 常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	フードを付 けない場合	12kW以下	60	15	15	15	
		フードを付 ける場合	12kW以下	15	15	15	15	
	開放 不式 燃	常圧貯蔵 型	フードを付 けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付 けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、 据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋外用	フードを付 けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		

式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	フードを付 けない場合	12kW以下	60	15	15	15	
		フードを付 ける場合	12kW以下	15	15	15	15	
	開放 不式 燃	常圧貯蔵 型	フードを付 けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付 けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、 据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋外用	フードを付 けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		

			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
			不燃以外	12kW以下	40	4.5	15	4.5
液	不燃			12kW以下	20	1.5	—	1.5
体	燃							
燃								
料								
		半密	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
給	気	不閉式						
湯	体	燃						
湯	燃	以	瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
沸	料	外						
設								
備								
		密閉	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		式						
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—
								0
			壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外	常圧貯蔵	フードを付	12kWを超	60	15	15
								15

			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
			不燃以外	12kW以下	40	4.5	15	4.5
液	不燃			12kW以下	20	1.5	—	1.5
体	燃							
燃								
料								
		半密	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
給	気	不閉式						
湯	体	燃						
湯	燃	以	瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
沸	料	外						
設								
備								
		密閉	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		式						
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—
								0
			壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外	常圧貯蔵	フードを付	12kWを超	60	15	15
								15

用	型	けない場合	え42kW以下					
		フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
		瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
		半密不閉式燃	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5	
密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	

用	型	けない場合	え42kW以下					
		フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
		瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
		半密不閉式燃	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
		瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5	
密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	

			壁掛け型、 据置型	12kWを超 え70kW以 下	4.5	4.5	—	4.5
	屋外 用	常圧貯蔵 型	フードを付 けない場合	12kWを超 え42kW以 下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	12kWを超 え42kW以 下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付 けない場合	12kWを超 え70kW以 下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	12kWを超 え70kW以 下	10	4.5	—	4.5
液 体	不燃以外			12kWを超 え70kW以 下	60	15	15	15
燃 料	不燃			12kWを超 え70kW以 下	50	5	—	5
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15
	開放	バー	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5

注1 :

			壁掛け型、 据置型	12kWを超 え70kW以 下	4.5	4.5	—	4.5
	屋外 用	常圧貯蔵 型	フードを付 けない場合	12kWを超 え42kW以 下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	12kWを超 え42kW以 下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付 けない場合	12kWを超 え70kW以 下	30	4.5	—	4.5
			フードを付 ける場合	12kWを超 え70kW以 下	10	4.5	—	4.5
液 体	不燃以外			12kWを超 え70kW以 下	60	15	15	15
燃 料	不燃			12kWを超 え70kW以 下	50	5	—	5
上記に分類されないもの				—	60	15	60	15
	開放	バー	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5

ト ー ブ	移 動 式 ス ト ー ブ	不 燃 以 外	ナ ー	全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	熱対流		
				が露						方向が		
				出						一方向		
				バー	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	に集中	
				ナー						注1	する場	
				が隠	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	合にあ	
				ぺい							っては	
				開放	バー	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5	60cmと
				不式	ナー	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80	する。
				燃	が露							注2：
出								方向性				
バー	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	4.5		を有す				
ナー							注1	るもの				
が隠	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		にあつ				
ぺい								ては				
液 不 燃 以 外	開放式	放射型	放射型	7 kW以下	100	50	100	20	100cm			
			自然対流型	7 kWを超	150	100	100	100	とす			
				え12kW以					る。			
				下								
		7 kW以下	100	50	50	50						
	強制	温風を前方	12kW以下	100	15	100	15					
	対流	向に吹き出										
	型	すもの										

ト ー ブ	移 動 式 ス ト ー ブ	不 燃 以 外	ナ ー	全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	熱対流		
				が露						方向が		
				出						一方向		
				バー	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	に集中	
				ナー						注5	する場	
				が隠	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	合にあ	
				ぺい							っては	
				開放	バー	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5	60cmと
				不式	ナー	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80	する。
				燃	が露							注2：
出								方向性				
バー	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	4.5		を有す				
ナー							注5	るもの				
が隠	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		にあつ				
ぺい								ては				
液 不 燃 以 外	開放式	放射型	放射型	7 kW以下	100	50	100	20	100cm			
			自然対流型	7 kWを超	150	100	100	100	とす			
				え12kW以					る。			
				下								
		7 kW以下	100	50	50	50						
	強制	温風を前方	12kW以下	100	15	100	15					
	対流	向に吹き出										
	型	すもの										

			温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 kWを超 え12kW以 下	100	150	150	150	
				7 kW以下	100	100	100	100	
不 燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	—	5	
		自然対流型		7 kWを超 え12kW以 下	120	100	—	100	
				7 kW以下	80	30	—	30	
	強制 対流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの		12kW以下	80	5	—	5	
		温風を全周 方向に吹き 出すもの		7 kWを超 え12kW以 下	80	150	—	150	
				7 kW以下	80	100	—	100	
固体燃料				—	100	50	50	50	
						注2	注2	注2	
調 理 用 器	不 式 燃 以 外	開放 バーナー が露出	卓上型こん ろ（1口）	5.8kW以 下	100	15	15	15	注：機 器本体
			卓上型こん ろ（2口以	14kW以下	100	15	15	15	上方の 注側方又

			温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 kWを超 え12kW以 下	100	150	150	150	
				7 kW以下	100	100	100	100	
不 燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	—	5	
		自然対流型		7 kWを超 え12kW以 下	120	100	—	100	
				7 kW以下	80	30	—	30	
	強制 対流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの		12kW以下	80	5	—	5	
		温風を全周 方向に吹き 出すもの		7 kWを超 え12kW以 下	80	150	—	150	
				7 kW以下	80	100	—	100	
固体燃料				—	100	50	50	50	注6:方 向性を 有する
						注6	注6	注6	
調 理 用 器	不 式 燃 以 外	開放 バーナー が露出	卓上型こん ろ（1口）	5.8kW以 下	100	15	15	15	ものに あって
			卓上型こん ろ（2口以	14kW以下	100	15	15	15	は100 センチ
								注4	注4

具

		上)、卓上 型グリル付 こんろ						は後方 の離隔 距離を
バー ナー が隠 ぺい	加熱 部が 開放 加熱 部が 隠ぺ い	卓上型グリ ル 卓上型オー ブン・グリ ル (フード を付けない 場合)	7 kW以下	100	15	15	15	示す。
		卓上型オー ブン・グリ ル (フード を付ける場 合)	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		炊飯器 (炊 飯容量4リ ットル以 下)	4.7kW以 下	30	10	10	10	
		圧力調理器 (内容積1 0リットル	—	30	10	10	10	

具

		上)、卓上 型グリル付 こんろ						とす る。
バー ナー が隠 ぺい	加熱 部が 開放 加熱 部が 隠ぺ い	卓上型グリ ル 卓上型オー ブン・グリ ル (フード を付けない 場合)	7 kW以下	100	15	15	15	
		卓上型オー ブン・グリ ル (フード を付ける場 合)	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		炊飯器 (炊 飯容量4リ ットル以 下)	4.7kW以 下	30	10	10	10	
		圧力調理器 (内容積1 0リットル	—	30	10	10	10	

開放 不式 燃	バーナー が露出	以下)						
		卓上型こん	5.8kW以	80	0	—	0	
		ろ(1口)	下					
		卓上型こん	14kW以下	80	0	—	0	
		ろ(2口以						
		上)・グリ						
		ル付こん						
		ろ・グリド						
		ル付コンロ						
バー	加熱	卓上型グリ	7kW以下	80	0	—	0	
ナー	部が	ル						
が隠	開放							
ぺい	加熱	卓上型オー	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
	部が	ブン・グリ						
	隠ペ	ル(フード						
	い	を付けない						
		場合)						
		卓上型オー	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
		ブン・グリ						
		ル(フード						
		を付ける場						
		合)						
		炊飯器(炊	4.7kW以	15	4.5	—	4.5	

開放 不式 燃	バーナー が露出	以下)					
		卓上型こん	5.8kW以	80	0	—	0
		ろ(1口)	下				
		注：機械本	1.4kW以	80	0	—	0
		体上方の					
		下					
		側方又は					
		後方の離					
		隔距離を					
		示す。					
バー	加熱	卓上型グリ	7kW以下	80	0	—	0
ナー	部が	ル					
が隠	開放						
ぺい	加熱	卓上型オー	7kW以下	30	4.5	—	4.5
	部が	ブン・グリ					
	隠ペ	ル(フード					
	い	を付けない					
		場合)					
		卓上型オー	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		ブン・グリ					
		ル(フード					
		を付ける場					
		合)					
		炊飯器(炊	4.7kW以	15	4.5	—	4.5

			飯容量4リットル以下)						
			圧力調理器(内容積10リットル以下)	＝	15	4.5	＝	4.5	
液体移動式燃器	不燃以外	6 kW以下	100	15	15	15			
	不燃	6 kW以下	80	0	＝	0			
	固体燃料	＝	100	30	30	30			
電気温風器	不燃以外	2 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。		
	不燃	2 kW以下	0	0	＝	0			

			飯容量4リットル以下)						
			圧力調理器(内容積10リットル以下)	＝	15	4.5	＝	4.5	
液体移動式燃器	不燃以外	6 kW以下	100	15	15	15			
	不燃	6 kW以下	80	0	＝	0			
	固体燃料	＝	100	30	30	30			
電気温風器	不燃以外	2 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注7：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。		
	不燃	2 kW以下	0	0	＝	0			

調 理 用 機 器	電 氣	不 燃 以 外	電 氣 こ ん ろ 部 分 の 全 部	こ ん ろ 部 分 の 全 部	4.8kW以下(1口	100	2	2	2	注1:
					あたり2kWを超					機器本
					え3kW以下)					体上方
					レンジ、又は一部					の側方
					電磁誘導が電磁誘	=	20	=	20	又は後
					加熱式調導加熱式		注1		注1	方の離
					理器(こ調理器で					隔距離
					んろ形態ないもの	=	10	=	10	(こん
					のものに		注2		注2	ろ部分
					限る。)					が電磁
					誘導加					
					熱式調					
					理器で					
					ない場					
					合にお					
					ける発					
					熱体の					
					外周か					
					らの距					
					離)を					
					示す。					

電 氣	不 燃 以 外	電 氣	不 燃 以 外	こ ん ろ	4.8kW以	100	2	2	2	
					下	=	20	=	20	注8:
					(1口当		注8		注8	機器本
					たり2kW					体上方
					を超え3					の側方
					kW以下)					又は後
					4.8kW以	100	2	2	2	方の離
					下	=	15	=	15	隔距離
					(1口当		注8		注8	(発熱
					たり1kW					体の外
を超え2					周から					
kW以下)					の距					
4.8kW以	100	2	2	2	離)を					
下	=	10	=	10	示す。					
(1口当		注8		注8						
たり1kW										
以下)										
4.8kW以	80	0	=	0						
下										

		こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの	5.8kW以下 (1口当たり3. 3kW以下)	100 =	2 10 注2	2 =	2 10 注2	注2： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 (こん ろ部分 が電磁 誘導加 熱式調 理器の 場合に おける 発熱体 の外周 からの 距離) を示す。
不燃	電気こん ろ、電気 レンジ、 電磁誘導 加熱式調 理器（こ んろ形態 のものに 限る。）	こんろ部 分の全部 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器で ないもの	4.8kW以下 (1口当たり3k W以下)	80 =	0 0 注1 注2	=	0 0 注1 注2	
		こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの	5.8kW以下 (1口当たり3. 3kW以下)	80 =	0 0 注2	=	0 0 注2	

			(1口当 たり3kW 以下)	=	0 注8	=	0 注8	
		不燃以外	4.8kW以 下	100 =	2 20 注9	2 =	2 20 注9	注9： 電気レ ンジで こんろ 部分が 電磁誘 導加熱 式調理 器の場 合の本 体上方 の側方 又は後 方の距 離（発 熱体の 外周か
			(1口当 たり2kW を超え3 kW以下)	=	10 注8 注9	=	10 注8 注9	
			4.8kW以 下 (1口当 たり1kW を超え2 kW以下)	100 =	2 15 注8 注9	2 =	2 15 注8 注9	
			4.8kW以 下 (1口当 たり1kW	=	10 注8	=	10 注8	

電	不燃以外	2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面	
気	不燃	2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	にあっ ては10 cmとす る。	
電	不燃以外	電熱装置を 有するもの	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面	

									らの距 離)を 示す。
電	不燃	4.8kW以 下 (1口当 たり3kW 以下)	80	0	—	0	0	0	
電	不燃以外	こんろ形態 のもの	4.8kW以 下 (1口当 たり3kW 以下)	100	2 注8	2 注8	2 注8	2 注8	
磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器	不燃	こんろ形態 のもの	4.8kW以 下 (1口当 たり3kW 以下)	80	0 注8	— 注8	0 注8	0 注8	
電	不燃以外		2 kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	注10： 排気口 面にあ っては 10cmと する。
天 火	不燃		2 kW以下	10	4.5 注10	— 注10	4.5 注10	4.5 注10	
電	不燃以外	電熱装置を	2 kW以下	10	4.5	4.5	4.5	4.5	

レ ン ジ	子 気 不 燃	電熱装置を 有するもの	2 kW以下	10	4.5	—	4.5	にあつ ては10 cmとす る。
	電 電 気 ス ト ー ブ	不燃以外	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	100	30	100	4.5
			全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	100	100	100	100
			自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5
		不燃	前方放射型 (壁取付式	2 kW以下	80	15	—	4.5

レ ン ジ	電 電	有するもの						注10	注10	注10	
	子 気 不 燃	電熱装置を 有するもの	2 kW以下	10	4.5	—	4.5	注10		注10	
	電 電 気 ス ト ー ブ	不燃以外	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	100	30	100	4.5			
			全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	100	100	100	100			
			自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5			
		自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5				

		及び天井取付式のもの を除く。)						
		全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	80	80	—	80	
		自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	80	0	—	0	
電 氣 乾 燥 器	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電 氣 乾	不燃以外	衣類乾燥 機、食器乾 燥機、食器 洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1： 前面に 排気口 を有す

電 氣 乾 燥 器	不燃	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	80	15	—	4.5	
		全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	80	80	—	80	
		自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 kW以下	80	0	—	0	
		食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
電 氣 乾	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
		衣類乾燥 機、食器乾	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

機	不燃	衣類乾燥	3kW以下	4.5	0	—	0	る機器 にあっては0 cmとする。 注2： 排気口 面にあ っては 4.5cm とする。
		機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		注1	注2	注2	注2	
電	不燃以外	温度過昇防	10kW以下	4.5	0	0	0	
		止装置を有するもの						
温	不燃	温度過昇防	10kW以下	0	0	—	0	
		止装置を有するもの						

備考

機	不燃	乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	0	—	0	注11： 前面に 排気口 を有す る機器 にあっ ては0 cmとす る。
		衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		注11	注12	注12	注12	
電	不燃以外	温度過昇防	10kW以下	4.5	0	0	0	注12： 排気口 面にあ っては 4.5cm とす る。
		止装置を有するもの						
温	不燃	温度過昇防	10kW以下	0	0	—	0	
		止装置を有するもの						

備考

1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。